

平成 26 年 9 月

関西広域連合議会産業環境常任委員会会議録

平成 26 年 9 月 関西広域連合議会産業環境常任委員会会議録 目次

平成 26 年 9 月 13 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 26 年 9 月 13 日
開催場所 滋賀県庁 新館 7 階 大会議室
開会時間 午後 1 時 30 分開会
閉会時間 午後 3 時 25 分閉会
議 第

1 調査事件

第 1 広域環境保全の推進について

- (1) 広域環境保全の取組の概要について
- (2) 低炭素社会づくりの推進について
- (3) 自然共生型社会づくりの推進について

○出 席 委 員 (16 名)

1 番 富 田 博 明	20 番 角 田 秀 樹
3 番 家 森 茂 樹	21 番 花 田 健 吉
6 番 村 井 弘	23 番 稲 田 寿 久
8 番 北 岡 千はる	29 番 井 上 与一郎
12 番 横 倉 廉 幸	30 番 田 辺 信 広
14 番 石 井 秀 武	32 番 木 下 吉 信
15 番 合 田 博 一	34 番 西 村 昭 三
17 番 釜 谷 研 造	36 番 安 井 俊 彦

○欠 席 委 員 (2 名)

13 番 吉 田 利 幸	25 番 重 清 佳 之
--------------	--------------

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	佐 藤 博 之
議会事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
議会事務局調査課長	樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合委員 (広域環境保全担当)	三日月 大 造
広域環境保全局長	廣 脇 正 樹
広域環境保全局環境政策課長	浅 見 孝 円
広域環境保全局温暖化対策課長	杉 井 威 夫
広域環境保全局自然環境保全課長	水 田 有夏志
広域環境保全局循環社会推進課長	森 尚 一
広域環境保全局参与 (京都府)	森 田 芳 文
広域環境保全局参与 (兵庫県)	田 中 基 康

広域環境保全局参与（和歌山県）	福 田 良 輔
広域環境保全局参与（徳島県）	篠 原 敬
広域環境保全局参与（京都市）	三 宅 英 知
広域環境保全局参与（大阪市）	高 野 修 一
広域環境保全局参与（堺市）	酒 井 隆
広域環境保全局参与（神戸市）	植 松 賢 治

午後1時30分開会

○委員長（村井 弘） これより、関西広域連合議会、産業環境常任委員会を開会いたします。

本日の調査事件は、広域環境保全の推進についてであります。

本日は質疑を含め、15時30分を目途といたします。

理事者側の出席者につきましては、お手元に名簿を配付しておりますので、ごらんおき願います。

それでは、広域環境保全の推進を議題といたします。

最初に、三日月広域連合委員から一言ご挨拶願います。

三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） 皆さん、こんにちは。広域環境保全を担当いたしております滋賀県知事の三日月大造です。本日はようこそ滋賀県にお越しくださいました。ありがとうございます。心から歓迎を申し上げます。

また、日ごろから議員の皆様方におかれましては、各地の振興のために、また、広域連合の諸施策の推進充実のためにご貢献、ご尽力をいただいております。心から敬意を表し感謝を申し上げたいと存じます。

9月に入りまして、きょうもそうですけれども、随分過ごしやすい日となりました。ただ、ことしの夏も台風また豪雨等々、各地で自然災害、猛威をふるうこととなり、広島をはじめ各地で被害に遭われた方々も大勢いらっしゃいます。心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧対策に向け、また災害に負けない地域づくり、関西広域連合づくりのために、ともに尽力をしてまいりたいというふうに思っております。

特に私ども広域環境保全局で担当いたしております温暖化対策、いろいろと異常気象も指摘される中で温暖化対策は、待ったなしの状況であるというふうに考えておりますので、皆様とともに議論を重ね、施策を前に進めてまいりたいというふうに思っております。

関西広域連合では、今年度から第2期広域計画の計画期間が始まっております。また、平成28年度までを計画期間といたします広域環境保全計画というものも今年度から後半の第Ⅱフェーズに入っております。

これらを受けまして、先般の議会でも話題にいただきましたが、広域環境保全局では再生可能エネルギーの導入促進についての検討や情報発信、さらにはカワウ、ニホンジカ等の食害に対する広域的な鳥獣害対策など幾つかの新たな事業にも着手をいたしております。また、廃棄物の抑制に向けた循環型社会づくりでありますとか、これからの関西を支える環境人材の育成といった分野においても新たな展開を始めております。本日は、そういう全体概要とあわせまして特に大きな柱であります低炭素社会づくりの推進という

ものと自然共生型社会づくりの推進という、この2点につきまして説明をさせていただき
とう存じます。

この関西は、それぞれ特徴を持った多様な都市と、そして農山漁村というものが近い距離
の中で、小さい面積の中で近接するというのが特徴でもあり、また強みでもあると思
います。戦後は、地方から都市へ、労働力もまた、職も提供するということでもありま
したけれども、近年、都市と農山漁村との役割、こういうものの見直しというものも指摘
されているところをごさいます、ぜひこの関西の強みを生かしながら関西の弱点を克服
していく、そういうことのために皆様とともに議論、努力を積み重ねてまいりたいとい
うふうに思いますし、特に関西エコスタイルということで、いち早くそういうエコな取り組
みにも先進的に取り組むなど、関西の進取の気性というものも大切にしながら施策の議論
を進めていければというふうにも考えております。

どうか、議会議員、常任委員会の皆様方におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻賜
りますことをお願い申し上げまして、冒頭、簡単ではありますが、挨拶とさせてい
たいただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（村井 弘） ありがとうございます。

それでは、広域環境保全の推進のうち、（１）広域環境保全の取組の概要について及び
（２）低炭素社会づくりの推進について広域環境保全局から説明をお願いいたします。

廣脇広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（廣脇正樹） 広域環境保全局長をことしの4月から務めておりま
す廣脇と申します、滋賀県の琵琶湖環境部の次長をしております。本日はどうも遠いところ
ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、座りまして失礼させていただきます。

お手元にごさいます資料の調査事件の（１）広域環境保全の取組の概要についてという
パワーポイントの打ち出しをごらんいただきたいと存じます。

ここでは、全体といたしまして広域環境保全計画、平成24年3月に策定いたしましたもので
ごさいますけれども、これの概要につきましてご説明申し上げます。なお、特に先ほど知
事も申し上げましたように、ことしから第Ⅱフェーズに入るということをごさいますけれ
ども、本日は第Ⅰフェーズで特に取り組んでまいりました低炭素社会づくりの推進、それ
から自然共生型社会づくりの推進につきまして、また個別に詳しくご説明をさせていただ
く予定としております。

まず、パワーポイントの上の表1ページ、右下のところページにごさいますけれども、
1ページでごさいます。広域環境保全の取組の概要についてということをごさいます、
先ほど知事の挨拶にもごさいましたように、関西は環境面でさまざまな特徴があるとい
うことをごさいます。都市と農村、自然が適度に分散し、それぞれが比較的近接している
ということで、都市と自然が非常に近いという特徴をごさいます。徳島を中心といたしま
した瀬戸内海、あるいは琵琶湖、そういうものが都市と近接しておりますし、また紀伊、丹
波、鈴鹿など山々などが近接してございまして、そういう中でいかに環境と自然にかかわ
っていくかというところが大きな課題にもなり、また特徴にもなるところだということご
さいます。

その中で、2番目にごさいますけれども、人口が2,000万人、それから日本全体の

15.8%程度を占めておりまして、そのうち8割が琵琶湖、淀川流域圏、つまり琵琶湖から京都、大阪、兵庫、これを流れております琵琶湖流域圏の大都市区域いわゆる京阪神に8割が生活しておられるということでございます。

それから3番目、多様性と厚みを備えた歴史・文化がということで、その自然あるいは人と絡みまして、奈良、京都をはじめとしますさまざまな歴史・文化そういうものも一緒に存在をしているということで、それが自然の中で生物多様性も深くかかわっているという特徴がございます。

4番目に、太陽電池工場や水処理プラントなどと書いてございますけれども、環境関連産業が集積をしております。特に電池関係、後でも電気自動車の話が出てまいりますけれども、リチウム電池の生産では全国の82%、それから太陽光電池では77%というのを関西が占めているということで、大変環境関連の産業が集積している、こういう強みもあるということでございます。

また、大学研究機関が集積し、NPOや市民団体による環境保全活動の先進地ということでございます。これはご承知のとおり京都議定書あるいは水フォーラムなどを中心としまして、関西では、さまざまなこういう大きな行事が行われる際に、たくさんのNPOの方が参加をされております。我が滋賀県の琵琶湖でも17万人の方がびわ湖の日には一斉清掃されるというようなこともありますように、各地域で昔からたくさんNPO活動など、盛んなところでございます。こういう強みを生かしていきたいということでございます。

こういうことを踏まえまして、2番目の資料でございますけれども、平成24年3月に広域環境保全計画というものを策定してございます。計画の趣旨といたしまして、ここに書いてございますように、「様々な主体とともに、環境先進地域「関西」を目指す」ということでございます。

先ほど知事のご挨拶にもございましたように、かねてから関西エコスタイルでございませつか先進的に取り組んできた、その強みを生かして引き続き日本をリードする環境先進地域を目指したいということで、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画を立ててございます。

その下でございますように、目指すべき姿として、五つ挙げてございます。

暮らしも産業も元気な低炭素社会ということで、低炭素あるいは省エネルギー、それから先ほど出てまいりました環境産業などが成長して、経済活動に活力を見られながら一方で温暖化効果ガスの排出が少ない暮らしや産業が定着している姿というのを求めていきたいという点でございます。

2番目が生物多様性の恵みを身近に感じる自然共生型社会ということで、先ほど申しましたように、琵琶湖から大阪湾まで中心としまして、森、川、海のつながりを重視して、府県域を超えた広域における生物多様性というものを保全、確保していきたいということでございます。

3番目が、すべてのものを資源と考える循環型社会ということで、効率的な資源循環、リサイクル率の向上などを図りまして、都市と農村部での循環の輪が築かれている、あるいは地域内での循環の輪が築かれている、そういう社会を目指したいということでございます。

最後に、これらを全て支えるもの人、ということで4番目の安全・安心で歴史と文化の

魅力あるまちということで、人や自然が共生していく、そういう中で安全で快適で安心な暮らしが確保されていることを目指したいというのが4番目でございます。

最後が、それらを支えるのが全て人であるということで、環境先進地域「関西」づくりを担う人材が育っている、そういうところを目指したい。この五つの将来像を掲げまして、2030年、平成42年ごろというのが一応この将来像の目標と掲げまして、目標を「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」ということで掲げてございます。

こういう目標のもとに、3ページでございますけれども、これまでから取り組みを進めてまいりました。関西広域連合の強み、いわゆる関西広域連合として都道府県にできないことあるいは国にできないことをやっていくという観点から、施策につきましては上にございます三つの視点から関係府県で検討をいたしまして、選んでいるところでございます。

1番目が、関西広域連合で取り組むことによって、スケールメリットが活かせることをやろうということでございます。これは、例えば一緒にやることで効率が上がるということでございますので、例えば啓発などを広域でやったほうがよくできると。今までからエコスタイルなどというのは関西全体でやってきたわけですがけれども、ああいうのを生かして今後もそういう啓発活動などを中心に一緒にやることでスケールメリットを生かしていこうと、こういう取り組みがないかということでやっております。

視点2としまして、関西広域連合で方向性を示すことで構成府県市が実情を踏まえて統一的な取組を展開するというところでございます。全体の枠組みをしますということでございまして、これは具体的に後でご説明いたしますけれども、カワウの対策などがこれに当たるということでございます。

カワウの広域の管理計画をつくりまして、そういう全体の枠組みを示して、そして実際に各府県がそれぞれのところで取り組みを進めていただくと、こういうことで効率的な取り組みをしていこうと、こういうような取り組みをひらっていこうということでございます。

3つ目が構成府県市の優良事例を関西広域連合全体に波及させるということで、これはいわゆるモデル的な取り組み、優良的な取り組み、そういうのをピックアップするあるいはみずからつくり出すことによって、それで各府県に対してメリットがあるような取り組みをしていこうということでございます。例えば、人づくりとかいうようなことがそれに当たると思います。

そのようなことで、これまで取り組みを進めてきておりますし、今後もそのような事業に取り組んでいくということでございます。

下にございますように、先ほど知事も申し上げましたが、平成24年、25年の2年間、第Iフェーズということで、これらの幾つかの柱のうち低炭素社会づくりと自然共生型社会づくり、これを第Iフェーズでは取り組んでまいりました。今年度からは、その充実を図りますとともに、さらに循環型社会づくりあるいはまちづくりや人育て、こういうようなものに新たに取り組んでいくということを考えているところでございます。

今回見直されました、広域計画にもそういうような形で反映をさせていただいております。具体的には、最後の4ページのところでございますような取り組みでございます。

第Iフェーズで取り組んでまいりましたこの左側、温室効果ガス削減のための広域取り組み、これが低炭素社会づくりの推進についてのメインの取り組みでございますが、ここ

に掲げてございます啓発、エコスタイル、クレジット、自動車普及、これにつきましては後ほど詳しく説明させていただきます。また、下にございます鳥獣保護管理、主にカワウの取り組みでございますが、これを自然共生型社会づくりの取り組みといたしまして取り組んでまいりました。これも後ほど3の議題でご説明をさせていただきます。

第Ⅱフェーズに入りましては、ことしからは先ほど申し上げました第Ⅰフェーズの取り組みに加えまして、新たに再生可能エネルギーの導入促進ということで、昨年度定まりました再生可能エネルギーの普及という計画に基づきまして、再生可能エネルギーの普及を図るために共通のホームページをつくって制度の紹介をさせていただくようなことなどで普及の促進を図っていききたいというぐあいに考えております。

自然共生型社会づくりでは、カワウの件は後で説明いたしますが、2番目のポツにございますニホンジカに新たに取り組んでまいるということを考えております。ニホンジカにつきましては、各府県でそれぞれ鳥獣保護法に基づきます駆除の計画を立てておられるわけでありすけれども、特に府県境、いわゆる県と県の間部分というのがどうしても広領域で取り組みにくい、これこそまさに広域連合が取り組むべきところであろうということで、そういうところを中心といたしましたニホンジカの広域的な鳥獣対策に今年から取り組むということでございます。

また、下に生態系サービスの維持・向上というのが書いてございますが、これは今まで種を対象としました、例えばカワウという種でありますとかニホンジカという種を対象にした取り組みで既に自然共生型社会づくりをやってまいりましたけれども、さらに生物多様性のエリアというものを一つ考えて、そういう守っていききたいような生物多様性のエリア、こういうものを選定をしてそこをPRし、皆でそれを守る意識を高めていこうというような取り組みを今回考えてございます。

4番、5番は、新たに取り組む新たな柱でございます。簡単にご説明させていただきますと、循環型社会づくりにつきましては各府県で取り組んでおられます3Rの取り組み、特にレジ袋でございますとかペットボトルとか、そういうものにつきまして取り組みをされているわけですが、そういうものについての取り組みのキャンペーン、これの共通化を図っていききたいというようなことでございます。

環境人材育成につきましては、交流型環境学習ということで、各府県の環境学習の相互の情報交換、乗り合いだとか、最近ウッドファーストなどというような言葉で最近注目を浴びておりますけれども、幼児期からの環境学習の推進、こういうものに取り組んでいくと。あるいはそれを支える人づくり、あるいはまちづくりということで、まちづくりについての優良事例の収集・発信などをやるというような取り組みも新たにさせていただくつもりをしております。

以上のようなことでございますが、環境というのは県域を超えているものでございます。先ほど申し上げておりますような、カワウもそうですし、ニホンジカもそうですし、空気もそうですが、広域で取り組むことがある意義が大変大きな分野だというぐあいに心得ておりますので、ぜひ広域連合として取り組める、先ほど申しましたようなメリットがあるところを中心に精いっぱい取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後とも委員の皆様のご指導をよろしくお願いしたいと思います。

私から概要は以上でございます。

○委員長（村井 弘） 杉井温暖化対策課長。

○広域環境保全局温暖化対策課長（杉井威夫） 続きまして、調査事件（２）の低炭素社会づくりの推進につきまして、広域環境保全局温暖化対策課長の杉井よりご説明申し上げます。座って失礼させていただきます。

先ほど、局長からも説明がございましたように、低炭素社会づくりの推進につきましては、温室効果ガスの削減のための広域取り組みという形で1ページ、平成24年度より取り組みを進めさせていただいているところでございます。スライドの1ページ目でございますように、主な取り組みを五つ挙げてございます。

1つ目が、住民・事業者に対する広域的啓発でございます。こちらのほうは、既に古くから関西広域で取り組まれておりました関西のエコスタイルキャンペーンあるいは関西エコオフィス運動の展開につきまして引き続き関西広域連合でこれを継承して取り組ませていただいているところでございます。

2つ目が、再生可能エネルギーの導入促進の取り組みでございます。こちらのほうは、先ほど局長からも説明させていただきましたように、平成26年度から新たな取り組みとしてスタートさせていただいたものでございます。具体的には、先進事例等の情報収集あるいは普及促進策について、各構成府県市の英知を結集して、またそれを共有しながら取り組みを進めていくというものでございます。

さらには、エネルギーポータルサイトというものを構築させていただく予定でございます。こちらのほうは、なかなか特に太陽光ですとか、そういったものについて屋根貸しや土地貸しのような事業を行ったり、補助事業、各構成府県市のほうでさまざまな取り組みをされているところですが、そちらのほうが一覧性がないというところがございます。事業者の方ですとか住民の方でも引っ越しをされる方ですとか、そういった方がこういったポータルサイトをごらんいただくことによって、いち早くそういった情報を入手できるということすとか、あるいはそれ以外の再生可能エネルギーに関する取り組みについて、より情報収集を容易にするという観点から広域連合のほうで一定のポータルサイトを作成しようというふうを考えているところでございます。

こちらのほうにつきましては、エネルギー検討会で実際、関西エネルギープランを作成したところでございますけれども、そちらのポータルサイトと合同で開設することを予定しているところでございます。

3番目が、関西スタイルのエコポイント事業の展開でございます。こちらのほうは、後ほど細かく説明させていただきますけれども、もともとこちらも関西広域で進めていた事業でございますけれども、そちらのほうも関西広域連合で継承していて、平成24年6月から本格開始したところでございます。

4つ目がクレジットの広域活用に係る調査検討でございます。炭素をお金に変えてそれを流通させるという市場取引の中で炭素を発生したところから二酸化炭素の削減がなかなか難しいところに移転して、より広範に二酸化炭素の削減を進めるクレジット制度というのが京都議定書のもと、世界でそして日本で国内クレジット制度という形で進められてきたところでございますけれども、こちらにつきましては、なかなか国レベルでも浸透はしていないという部分、あとは地方レベルでさまざまな取り組みがされている部分という両面がございました。

そういった中で、先ほどの関西広域連合のメリットにもございましたような、関西広域連合としてのスケールメリットが活かさないか、また、一方で関西広域連合としての関西ブランドを生かすことができないかという観点から、この広域活用について関西広域連合として取り組めないかということの調査・検討を進めてきたところでございます。これについても、後ほど詳細な説明をさせていただきます。

最後が、電気自動車の普及に向けた広域的な取組でございます。関西広域連合成立当初は平成23年から平成24年にかけては、まだ国内では電気自動車創成期でございまして、共通なインフラもまだ統一されていなかった状態でもございましたり、あとはそれに係る情報の共有もされていないところでございました。そういった中でまずは関西のほうで充電に係るインフラ整備あるいはその料金徴収に関する件等につきまして、共通のインフラを統一的に進めていこうという観点、あるいはその充電器の場所等につきますその情報について共通のマップをつくって、共有していくというような取り組みを進めてきたところでございます。そういった観点の取り組みをさせていただいているところでございます。

では、それぞれの個別事項につきまして、次のページで細かく説明させていただきます。

2ページ目、スライドの2にございますところが、住民・事業者に対する広域的啓発の部分でございます。先ほど説明させていただきました関西のエコスタイルキャンペーンですけれども、こちらにつきましては広域連合としては平成23年度から進めさせていただいております。実施時期はここにありますように、徐々に変わっておりますけれども、平成26年度は5月1日から10月31日の6ヵ月間を実施させていただいております。ちょうど右上にございますような共通のポスターを作成させていただいております。実際のところ、構成府県市によっては取り組みの形態、時期については、さまざまところはございますけれども、統一的なキャンペーンという形で今我々もそういう形でやらせていただいておりますけれども、軽装な勤務そして適正な温度設定という観点の2点を強調させていただいて、統一的なキャンペーンをさせていただいているところでございます。

続きまして、関西エコオフィス運動の展開でございます。こちらのほうも、もともと関西広域で進められていた取り組みを継承させていただいているところでございまして、一つは関西エコオフィス宣言というものを登録していただくという事業がございます。こちらのほうは、それぞれの事業所で環境にすぐれた取り組みをしていただくということを前提として関西エコオフィスであるということを宣言いただくと。その宣言の内容が確かなものである場合に、関西広域連合からその宣言が確かなものですよということを認証、登録するという形の取り組みをさせていただいております。

平成26年3月末現在で、1,523事業所の方々に登録いただいているところでございます。それにあわせて、そのような登録をしていただいた事業所の中から、さまざまな環境にすぐれた取り組みについて募集させていただきまして、毎年1回、関西エコオフィス大賞というものを選定させていただいております。平成25年度には大賞1件、奨励賞4件の実績をあげさせていただいております。こちらの形で一定の目標をもって各事業所の方々に環境に優しいオフィスの取り組みを進めていただくという活動をしているところでございます。

3番目が、地球温暖化防止活動推進員関西合同研修会の開催でございます。地球温暖化防止活動につきましては、特に住民との接点に近い推進員、地球温暖化防止活動推進員の

方々の取り組みが非常に重要と考えているところでございます。構成府県市の皆様方におかれましては、それぞれ推進員の制度を持っておられまして、そういった中で取り組みを進めているところでございますけれども、なかなか国レベルの研修会ですと、国からの情報提供のみにとどまっております、横の連携が難しいという状況がございました。そういった中で、関西広域連合のほうでは、広域連合の構成府県市の推進員の皆様方に集まっていただいて、それぞれの事例共有ですとかあるいはそれぞれの取り組み、各構成府県市の取り組みについて事例発表をしていただいて、共有いただいたり、あるいはあとは再エネですとかエコドライブについての研修を行うということを通じまして、それぞれの資質向上を図っていただくということを進めております。毎年1回、大阪のほうで開催させていただいているところでございます。

続きまして、平成26年度からは新たな温室効果ガスの削減取り組みの実施をさせていただいているところでございます。その取り組みの一つとしましては、特に実務レベルの担当者の意見交換会を実施するという。そして、あと、先ほど構成府県市のほうで推進員の話をしていただきましたけれども、それぞれ構成府県市のほうで地球温暖化防止活動推進センターという地球温暖化防止活動の拠点を設けております。それぞれの府県市では特徴的な取り組みを、さまざまな取り組みをしておりまして、そういったそれぞれ個性ある取り組みについて実際に現場を見ていただくという活動をさせていただきたいと考えておりまして、本年度は最初に言うてございますので、こちらのほう滋賀の地球温暖化防止活動推進センターのほうで開催をさせていただく予定にしております。

一番下のほうは、再生可能エネルギーの導入促進でございまして、先ほど説明させていただいたように、ポータルサイトの設営それから先進的情報収集の促進、情報収集や推進検索の情報共有等を進めさせていただいております。今月中に一部の担当者会議を開催させていただきまして、主に市民共同発電ですとか、あるいは屋根貸し制度などにつきまして、構成府県市さんの状況について情報共有をさせていただいたところでございまして、なかなかそれぞれ個性的な取り組みがございまして、県のほうで非常に参考になったところではございます。

続きまして③のところでございます。関西スタイルのエコポイント事業でございます。こちらの事業についてでございますけれども、CO₂削減など環境に貢献する商品にポイントが付与しまして、その商品を購入した場合に消費者がそのポイントを得ることができると。そのポイントを利用してギフトカードと商品券などに交換することができるということ、環境によい商品という形でラベリングという制度があるんですけれども、それよりさらに上をいって、環境によい商品を購入するとお財布的にもというかそういう形で得をするという観点から進めているものでございます。よくありますのが、家電エコポイントのようなものが昔ございましたけれども、それが広範に採用されているものというふうにご理解いただければと思います。

こちらの事業のほうは、もともと環境省のモデル事業としてスタートしているものでございまして、エコ・アクション・ポイントのポイント付与のシステムにつきましては、エコ・アクション・ポイント事務局、株式会社ジェーシービーが今務めておるところでございますけれども、そこで持っているところでございます。このプラットホームのほうに関西広域連合として参加をしております、平成23年7月1日より施行事業の実施、それから平成24年

6月1日より本格的な参加をさせていただいているところでございます。

平成24年から平成26年にかけて3,000件、1,630万ポイント、金銭面で換算すると1,600万円程度ということでございますけれども、そういった形でのポイントの流通が行われておりまして、主には太陽光発電ですとか、内窓のような住宅用の設備に関してポイントの付与の実績が多いところでございますけれども、身近な取り組みも含めてこういった制度を進めさせていただいているところでございます。

続きまして、4ページ目のほうに移らせていただきます。クレジットの広域活用に係る調査検討でございます。

クレジット制度については、先ほどご説明させていただいたところでございますけれども、平成24年、平成25年と関西広域連合のほうで、広域連合としてクレジットの広域活用ができないかということで、環境省のモデル事業を活用しまして、試行的な実施を行わせていただいているところでございます。

平成24年度には、この表でございますと、左上のほうにかわったマークがあるかと思えますけれども、「へらそかマーク」というものでございまして、こちらのほうは関西広域連合のほうでカーボン・オフセットという形で一定量のCO₂、二酸化炭素の削減量に応じたクレジットのほうを購入させていただいて、まず平成24年度は関西広域連合で購入したクレジットを元として環境に優しい商品にこの「へらそかシール」を貼って、実際こういったシールを張った場合に商品がどれぐらい流通するかという実験事業をさせていただきました。

実際のところ、まだまだカーボンクレジットという制度についての認知度が低いということはおわかったんですが、一方でお客様の方々のアンケート等を伺いますと、実際こういった制度を認知した場合については、こういった商品については積極的に購入したいという意向が確認されたところでございます。

続きまして平成25年度には、この表にございます関西広域カーボンオフセット推進事業を実施させていただきました。こちらのほうは、平成24年度の実験も踏まえまして、まずは左側でございますように、関西でつくり出されています環境に優しい製品を製造している事業者の皆さんにご協力いただきまして、それぞれの事業者の方が最低でも1トン程度、1トンというと大体1万円弱なんですけれども、そのCO₂削減のクレジットを購入いただきまして、購入していただいた事業者さんがつくる環境に優しい商品については、こういう「へらそかシール」を貼るという形で、オフセット商品であるということをPRするという事業でございます。

その一番右側のほうでございますけれども、一方で京都府さんなどは既に地域の特色を生かしたオリジナルのカーボン・オフセットプロジェクトを進めているところでございます。例えば、京都おもてなしカーボン・オフセット事業という形で、京都の特有な製品についてクレジットを付与して、その場合に京都府さんがツアーを組んだりですとか一定のPRもさせていただいているという形でそういった事業を展開しているところでございます。

こういった両者の融合をしながら関西広域連合として共通したクレジット事業を進められないかという施行をしたところでございます。さらに、その場合に真ん中にもございますけれども、実際そのカーボン・オフセット等の取り組みを先進的に行っている事業者さんのところの現場にもツアーを組んで視察をするということも行わせていただきました。こちらのほうは、徳島県のほうに視察をさせていただきまして、カーボンゼロツアーというものを開催

して、実際参加者の方には、こういう形でそのカーボン・オフセットの取り組みを進めればいいのかという知見を得たりですとか、あるいはカーボン・オフセットそのものの知見を高めたりというような効果があったところがございます。

こちらの平成24年度、平成25年度の事業は、試行事業という形で環境省のお金を使っていたものでございまして、今年度はそういった試行事業の結果も踏まえまして関西広域連合を主体とするクレジットの広域活用の展開について現在今後どういった進め方をすればいいかという検討を行っているところでございます。

続きまして、5ページ目でございます。低炭素社会づくりの推進のうち、電気自動車の普及促進事業でございます。電気自動車につきましては、環境に優しい低炭素な交通機関として近年注目を浴びているところでございますけれども、一方で電気自動車そのものに普及とともに充電器の普及が非常に大きな課題とされていたところでございます。関西広域連合のほうでは、いち早くその充電器につきまして、共通のシステムを導入するという事、その当時はいろいろなシステムがばらばらとございまして、充電の仕方ですとか、あるいは料金徴収の方法ですとか、確認の方法等につきましてばらばらしていたところがございますので、そうした場合、なかなか利用者にとっても不便だという状況もございましたので、まず共通のシステムを導入しようという取り組みをさせていただきました。

また、一方でその当時カーナビ等にも充電器の表示がなかったりですとか、あるいはインターネット上でも充電器マップというものが府県市さん単位等ではございましたけれども、なかなか広域なものなかったというものもございましたので、関西広域充電インフラマップというものをこちらのページの左側でございますけれども、マップにそれぞれ充電器を落として、充電器の使用状況もわかるという形で、そういったマップを作成させていただいております。現在も運用しているところでございます。

さらには、電気自動車の認知度という観点から申しますと、その当時はたまに見る、あるいは地方公共団体等で使用している、あるいは企業等で宣伝用に使用しているというようなごく一部の部分がありましたので、一般の方々に浸透していくということが必要であろうということも踏まえまして、写真コンテストという形で一般の電気自動車を利用している方が電気自動車とあるいはまちの風景、観光地の風景等を写真に撮っていただいて、それで電気自動車とまちが一体化しているという状況をより発展的に示そうということでコンテストを実施させていただいております。

平成23年度からこのコンテストを実施しておりまして、59作品、70作品、95作品と徐々に応募作品数もふえているところでございます。本年も9月30日まで募集をしているところでございまして、12月にこちらのほうのコンテストの表彰も行わせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

このような形で、できるだけ関西広域のレベルで取り組めるスケールメリットを生かしながら、また関西広域のさまざまな構成府県市さんの高い取り組みをより共有をしながら、我々としても低炭素社会づくりに向けて、より高次の部分の低炭素社会づくりを進めていきたいと考えておりまして、取り組みをさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村井 弘） ありがとうございます。

それでは、ここまでのご説明について、質疑に移ります。

ご発言があれば挙手を願います。

北岡委員。

○北岡千はる委員 1点お願いします。広域環境保全計画、第Ⅱフェーズの推進の新しい取り組みの中で環境人材育成の推進というところがあります。将来的にということでの人材育成、それから幼少期からの環境意識の向上、県ごとに大変取り上げていることは、同じ認識であります。

先ほど、それぞれに各地域で環境学習については、特徴的な取り組みをされている中で、相互という話もありました。もちろん私どもも、幼児期の環境学習、就学前の教育・保育の中で、さまざまな取り組みをされているということも承知しているんですが、1点、とりわけ滋賀県の琵琶湖における、琵琶湖の環境学習、これについてはこの広域連合の中では大変特徴的だなという気はしておりますし、私自身もその学習を幼児期の子供たちを連れてということで経験もしております。

そういった特徴的なこの滋賀県での琵琶湖を環境学習を通じて、より発信するところ、こういったことがこの中の事業の中でどのように展開されていくかというような計画がありましたら教えてください。

○委員長（村井 弘） 浅見環境政策課長。

○広域環境保全局環境政策課長（浅見孝円） 今、先生からのご質問、琵琶湖の環境学習で、関西広域連合に広めさせていただけるような、どういうコンテンツがあるかと、こういうお話だろうと思います。

まず、何より、皆様もよくご存じだと思いますが、琵琶湖の環境学習と申しますと、「うみのこ」という環境学習船がございます。もう30年にわたりまして、県内の小学生、5年生でしたか全員が琵琶湖で船に乗って琵琶湖について学ぶ機会を提供してございます。これを滋賀県だけではなくて、下流府県の先ほどおっしゃった琵琶湖・淀川水系の皆様にもできれば体験をしていただきたいということで、なかなか「うみのこ」自体のスケジュールがタイトな中ではございますけれども、それを少しずつ広めていってございます。

それからもう一つ、琵琶湖博物館のことを申し上げる必要がございます。

これも設立してから18年でございますが、琵琶湖環境の学習の入り口ということの位置づけで、琵琶湖のさまざまな人と湖との暮らし、かかわり方を含めて琵琶湖全体について総合的に学ぶ博物館として年間35万人から40万人の皆様にも勉強をしていただいております。これも近々、リニューアルについて具体的に動き出そうと、今してございますので、これもまた、関西広域連合の関係者の皆様にも学んでいただけるように、よりグレードアップを今考えてございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（村井 弘） 北岡委員。

○北岡千はる委員 ありがとうございます。

身のほどの話はずきますけれども、大変タイトなスケジュールでなかなかとりにくい。あと、料金の面もありますので。ただ、本当に経験をした、そこに参加した子供たちの表情なり、その環境に対する意識の高揚であったり学習意欲だったりということは子供を見てすぐ分かりますので、京都からも私のほうもいろんな団体とともに寄せていただいております。平素のやるところ充実できることを期待申し上げたいと思ひます。

以上です。

○委員長（村井 弘） 他にご発言はございませんでしょうか。

家森委員。

○家森茂樹委員 今のお話は、多分、当初の「うみのこ」の運用よりも随分生徒さんそのものが減っていますので、かなり以前に比べると余裕が出てきていると思いますので、ぜひ関西で取り上げていただけたらと思います。

実は、電気自動車の充電インフラマップとそれから充電器の設置なんですけれども、実は私、1年半PHVに乗っているんですけれども、自宅以外で充電したのは、今まで3回しかないんです。1回は、昨年和歌山県さんに広域連合で寄せていただいたときに、県庁でいつでも充電しますよと言っていたので充電したと。もう1回が、せっかく県庁にあるのに、私は使ったことがないなというので、昨日滋賀県庁の。やっと使いました。もう1回は、友達の家へ行ったときにその子もPHVに乗っていたので充電したと。

実は、これぐらい使い勝手が悪いんです。もちろん規格の問題もあると思いますし、高速道路のEVの充電器は見るんですけれども、充電してはるのを見たことがないんです。ここらの、その規格であったり、使い勝手のよさであったり、なんかその辺をちょっと調査・研究していただいて、統一的なものをつくっていただかないと、恐らくこれは地図をつくっていても現実に、このマップはありますけれども、これを使っておられるというのはほとんどないと思うんです。その辺の取り組みというのはできないものではないでしょうか。

○委員長（村井 弘） 杉井温暖化対策課長。

○広域環境保全局温暖化対策課長（杉井威夫） 充電器の観点でございますけれども、まず2点あるかと思えます。

まず一つ目は、充電器がいっぱいあること、特に電気自動車ですと、最近はかなり500キロメートルも走れるような電気自動車も出来ておりますけれども、100キロメートル程度のものが多いという状況でございます。そういった中で電欠を防ぐためにもできるだけ多くの箇所に充電器があるということが必要であると。しかも、その充電器の場所がより使いやすい場所、一つは先ほど委員のほうからもご説明がございましたインター、サービスエリアなどのような場所ですとか、あるいはホテル、あるいはコンビニエンスストア、あるいは大きな商業施設のような場所に置いてある、そういったところで買い物をしたりとかしている間に充電ができるということが一つのメリットでございますけれども、そういった場所の点。

もう1点が、ご指摘がございましたように、共通のシステムで料金徴収等も含めまして共通な形で進めるという形で、1回作業をするのに一々新しい充電器のシステムがあると、そこで作業を覚えなきゃいけないという手間があったりしますと、なかなか進みませんので、そういった部分があるかと思えます。

あとは充電器の場所もすぐわかるという状況であるかと思えます。充電器の設置個数につきましては、幸い経済産業省のほうで充電器の補助制度を導入しまして、3分の2補助で、さらに3分の1につきましては、メーカーさんのほうから補助があるという制度が今年度までございまして、非常に飛躍的に進んでいるところでございます。滋賀のほうでも今年度非常に多くの充電器の申請が来ているところでございます。

ですので、大分、充電器の数は、特に今年度ふえてきたのかなというのは、我々としても実感しているところでございます。一方で、システムの面でございますけれども、本年

度、いわゆる4社のメーカー側のほうから共同したインフラネットワークを推進する事業者ができて、共通の料金徴収ですとかシステムですとかそういったものを進める動きが出てきております。

我々、関西広域連合のほうでは、平成23年度から先行してそのような取り組みを進めさせていただいたところをごさいます、そういった流れも受けまして今、全国的にそういったものを統一するという取り組みが進みつつあるところをごさいます。我々はそういった取り組みを側面から支援しつつ、そういった取り組みをできるだけ、より早急に進めるような形で取り組ませていただきたいと思います。と思っております。

あと、マップについてでございますけれども、こちらのマップのほうは、もともとは関西広域連合を中心として進めていたところですが、現在このマップが全国版になっております。さらに、各電気自動車に設置しておりますカーナビにつきましても、オプションではあるんですけれども、オプションを加入いただければ電気自動車の情報が逐一更新できるようなカーナビも最近普及し始めているところをごさいます。そういった面も両面、カーナビじゃなくてスマートフォンで見られるようなマップとカーナビと両面を強化しながら普及のほうを進めさせていただきたいと考えているところをごさいます。

○委員長（村井 弘） 家森委員。

○家森茂樹委員 そういうふうにおっしゃっていただくんです。施設はあるんです。設備はあるんです。ただ、やっぱり使い勝手が悪いんです。例えば、私から言わせれば、そんな大層な設備にしてもらわなくても、ケーブルはみんな自宅に持っていますので、ケーブルを持って歩くと。コンセントだけ用意しておいてもらったら200ボルトのコンセントだけ用意してもらったらできるというようなシステムであったりとか、それに料金を取るなら専用のカードをさすとか、どうも、誰もいないところで、無人で使うというほうが使いやすいんです、使う側にとっては。それがなかなかそういう形で使える場所というのが少ない。それが高速道路の場合だとEV専用であったり、このEV専用というのはなかなか規格があっていないとか、こういう形になって、結局マップはあるけれども、設備はあるけれども使い勝手が悪いというのが、現状でないかなと思いますので、ぜひその辺を工夫してもらえたらなと思うんですけれども。

○委員長（村井 弘） 杉井温暖化対策課長。

○広域環境保全局温暖化対策課長（杉井威夫） 県庁でご利用いただいたときにも、感じられたのかなと思います。なかなか公有財産なので勝手にあけられるというのが難しいのでちょっとそのお手間があったのかなと思います。

確かに、自動販売機のように利用しやすいような形になるというのが理想ではあると思いますので、できるだけ簡易な形にはできるように、今もカードというのがありましたけれども、幾つか「チャデモ」ですとか、そういうカードがありますので、そういったものが統一されてどこの充電器でも同じような料金徴収ができるような形が進むように関西広域連合としても働きかけていきたいと考えております。

○委員長（村井 弘） よろしいでしょうか。

他にご発言。

釜谷委員。

○釜谷研造委員 兵庫県の釜谷でございます。再生可能エネルギーの問題なんですけれ

ども、最近特に気になりますのは、円が非常に安くなってきていると。106円、107円になるとかなり油の需要の単価が高くなるということで、これは非常に切実な問題であると思うんです。例えばシェールガスがどうのこうのといっても、これもやっぱり天然ガスとなると、国内のほうで何とかこれを求めていかないといけない。

私が思うのは、兵庫県でも一番、力を入れて取り組んでいるのは太陽光発電なんです。最近も今年度10カ所ぐらいでメガソーラーをすると。全部で二万七、八千棟ぐらいはあると思うんですけれども、これに対して、例えば設備のほうでもっと補助をするとか、あるいは売電と送電と分流になるとかなりの問題もあると思うんです。しかし、いろんな再生可能エネルギー、例えば風力とか、水力とか地熱とか水流とか、いろいろそういうことはあるんですけれども、一番身近にできるのは我々太陽光発電、ソーラーではないかと思うんです。それについて、果たして兵庫県が力を入れている、兵庫県の場合は割合に太陽光発電の発電量が多いらしいんですけれども、これは関西広域連合でどれぐらいの現状なのかということ。これがいわゆる再生可能エネルギーの情報収集、あるいは情報交換の一つであると思うんです。対策として、もうちょっと強力な、例えば助成する、あるいは送電と売電が分かれておるのを混電にするとか何かそういう方策をもうちょっと強力に決めていったらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（村井 弘） 杉井温暖化対策課長。

○広域環境保全局温暖化対策課長（杉井威夫） 再生エネの関係でございますけれども、特に太陽光発電の関係でございます。

太陽光発電につきましては、別にエネルギー検討会のほうで作成いたしました関西エネルギープランのほうで、関西全体として450万キロワットを2020年までに目指すという目標値を定めさせていただいているところでございます。現状については集計中なのでございますけれども、平成25年度末現在でおおむね200万近くというような状況でございます。また、こちらのほうは改めてエネルギー検討会のほうから集計結果のほうを正式に連合委員会のほうから発表させていただく予定にしております。

関西広域連合としての補助とか、支援策という部分でございます。なかなか太陽光発電の補助制度につきましては、それぞれ構成府県市、あるいはそれ以外の市町のほうで、さまざまな特色のある補助制度を持っていらっしゃるところでございます。例えば滋賀県では太陽光発電と省エネ設備やコージェネを同時に設置した場合に一定の補助金を出しているような状況はございます。

そういった中で、なかなか関西広域連合として補助金という形で課すというのはちょっと、いろいろ制度面、予算の部分もございますけれども、難しい部分があるかなとは考えているところでございますけれども、ただ、そういったいろいろ特色のある補助制度をできるだけ広く周知をしたいという形で、今回ポータルサイトを作成させていただいたところでございます。ただ、先生は多分そういったような普及啓発ではなくて、抜本的な制度という部分もあるかと思っておりますけれども、一番は国のほうで、そういった部分で普及の促進に向けた取り組みが強力に進むということを固定価格買取制度もそうですし、電源の送電の問題もそうですし、進めていくということが必要かと思っておりますので、そういった部分につきましては関西広域連合として強力に要請をさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（村井 弘） 釜谷委員。

○釜谷研造委員 ソーラーのシステムもかなりいろいろ最近種類が出てきまして、例えば丸屋根にもできるものとか、あるいはどうしても反射する、時間によってずっと太陽が回ってくると反射するところもあって、かなりの害になるとか、問題をいろいろジャッジしているんです。あるいはダム of 堤体にこれをやっていくということになると、自然環境を破壊しないのかなどうかとか、いろいろそういう問題もあるんですけども、そういうようなことの研究をもうちょっと共同で進めていく中に、そういうクレームがないような発光あるいは効果がある、そういうようなものを選択するというものも関西としてやっておられるとは思いますが、いろいろやっていくのは再生可能エネルギーの普及に大いに役立つと思うんです。そういう具体的な共同研究というようなことはあるのでしょうか。

○委員長（村井 弘） 杉井温暖化対策課長。

○広域環境保全局温暖化対策課長（杉井威夫） 共同研究という形は現在行っているところではございません。今年度から再生エネの取り組みをこちらのほうでも始めさせていただいたんですけども、まずは、行政面でなかなか普及しない部分について、どのような壁があるか、あるいは実際普及しているところについてはどういうふうな取り組みでそれが普及しているかということについて、認識共有とできるだけ具体的なアドバイスを行政間でできるというような体制づくりを進めさせていただいております。

先ほどもご説明させていただいたように、具体的には例えば屋根貸しにつきましても、非常にかなり多くの学校等で屋根貸しをしているところもあれば、なかなか老朽化の問題ですとか、防水の問題ですとかそういったものも含めて進まないというところもありますので、そういったところがどういうふうにはほかの進んでいる自治体でそのハードルを越えていったとか、そういったことも具体的な部分で情報共有は今させていただいているところでございます。

ちょっと、その個別の、いわゆる先生がおっしゃっているような新しい太陽光発電設備ですとか、いろんなところにも適用されるような太陽光発電あるいは自然影響とかあるいはリサイクルの問題もあるかと思っておりますけれども、そういった部分の研究については、なかなか広域連合でそういう具体的な研究事業というのをやるという体制まで、そこまできていないので、今後の検討課題として考えさせていただきたいと思っております。

○委員長（村井 弘） 釜谷委員、よろしいですか。

他にご発言はございませんでしょうか。

それでは、ご発言も尽きたようでありますので、引き続き資料3の自然共生型社会づくりの推進について広域環境保全局から説明をお願いいたします。

水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 資料3に基づきまして、自然共生型社会づくりの推進につきましてご説明申し上げます。広域環境保全局自然環境保全課長の水田でございます。座らせていただきます。

資料3の表紙をおめくりいただきまして、まず①の府県を越えた鳥獣保護管理の取り組みについてでございます。カワウとかニホンジカのように府県を越えて広域に移動してそして被害を及ぼしている、こういった鳥獣につきましては広域連合がその対策に取り組ん

でおります。枠の中の一つ目の丸、関西地域カワウ広域保護管理計画の推進、これにつきましては後ほど別の資料で説明させていただきますので割愛させていただきます。

次に二つ目の赤い丸でございます。ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進でございます。府県境等の山岳地におきまして、ニホンジカによる特に生態系被害、これが非常に深刻化しております、下層植生が全部食い尽くされるといった被害が出てきております。こういったことから、森林の広域的な機能への影響評価とか、あるいはシャープシューティングといった新たな捕獲技術を備えた専門技術者を育成するような、そういったプログラムの開発、それからモデル地域におきます捕獲体制の構築、こういったことを行うものでございます。

それからもう一つは、アライグマなどの外来獣につきまして生息状況とか被害状況の広域的な把握を行うとともに、より効果的・効率的な防除法の検討を行うものでございます。

次の②、下のほうでございますが、生物多様性に関する情報の共有及び流域全体での取組による生態系サービスの維持・向上でございます。関西地域というのは、歴史が古うございまして、人と自然が協調しながら自然を上手に利用してきたという、そういう歴史と経験がございます。ただ、最近開発などの人間活動とか、あるいは人間の自然への働きかけの現象、それから外来種の侵入等によりまして、生物多様性の喪失というものが進行しております。

枠の中の一つ目の丸でございますが、「(仮称) 関西地域の残したい自然エリア」の選定でございます。これは、1行上に米印で生物多様性とはと書いてございます。生物多様性には生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性、三つの段階がございますが、この中の生態系の多様性に着目いたしまして、市民参加を得ながら関西のそういった自然エリアを選定するというところでございます。これは、生態系のレッドデータブックともいえるものでございまして、貴重な自然環境の損失を緩やかに抑止する効果を狙うとか、あるいは、そういった貴重な自然について啓発を図りながら、いろんな取り組みによる保全施策に活用していくといったことをねらいとしております。

それから、丸の二つ目の生態系サービスの指標開発でございますが、生態系サービスと申しますのは、いわゆる自然の恵みということでございまして、これをわかりやすい形で指標化しまして、構成府県市の施策に活用していただくということを目指しております。特にこういった取り組みにつきましては、関西地域には自然史系の博物館ネットワークというものがございまして、こういったものを活用しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、カワウの関係でございます。カラーの別添資料でございますが、カワウ広域保護管理の取組についてということで、ご説明申し上げたいと思います。

平成25年3月にカワウ広域保護管理計画を策定いたしまして、これに基づく取り組みを進めさせていただいております。図1にございますように、カワウ対策の取り組みにつきましては大きく分けて一つはモニタリング調査、それからカワウの具体的な対策の推進ということで、二つの柱で進めさせていただいております。1番のカワウ生息動向調査でございますが、以前は各府県が別々に調査をしていたものを、広域連合として統一的な手法、また時期等も含めて調査を行っております、こういったことでいろんなことがわかってまいりました。1ページのその下の図4でございます。ピンク色の丸印がございまして、

これが関西全域の生息数でございまして、全体として生息数は抑制されているというふう
に思います。ただ、滋賀県では、毎年1万羽を超える捕獲を行っておりますが、オレンジ
色の棒グラフが滋賀県でございまして、若干減少傾向にございまして、たくさん捕獲して
いるほど現象が見られないという状況もございまして。それから、滋賀県では夏に数が多い、
冬に少ないという傾向にございまして、滋賀県以外の府県では逆に夏に少なく冬に多い
という、そういう傾向が見られます。

おめくりいただきまして、2ページの上でございまして。これは分布の季節変化でござい
まして、これは同じように7、8月は滋賀県に結構集中している、そして12月には兵庫県
とか徳島県などに集まるような、そういった傾向が見られます。それから、その下の小さ
い日本の地図がございまして、これは琵琶湖の竹生島でカワウの幼鳥の足に金属リング、
標識をつけましてそれを放ちます。それがどこで見つかったというのを示してございまして、
東のほうでは新潟とか栃木とか群馬とか千葉、こういったところまで飛んでございまして、
西のほうでは福岡、熊本といった九州まで飛んでございまして、非常に広域に移動している
ということが伺われます。

それから2ページの中段、2番目の被害状況及び被害対策状況調査でございまして、こ
れは漁業協同組合へのアンケートによりまして、カワウの飛来状況とそれから被害の状況
を把握したものでございまして。図7の折れ線グラフでございまして、これはカワウの飛来
数でございまして、春と秋にピークになる府県と特に今、ピークがない府県がございまして。
このピークのある府県というのは、恐らく5、6月の鮎の放流の時期、それから秋の鮎が
産卵のために遡上する、そういった時期を狙ってカワウが来ているのではないかなと推測
されます。

それから、被害の状況でございまして、下の棒グラフでございまして。図8でござい
まして、滋賀県と徳島県で余りかわらないという意見が多ございまして、それ以外の府県では
悪化という意見が多くなっているようでございまして。

次のページ、3ページの3でございまして。防除事例研究でございまして、これは特徴的
な被害対策を行っております漁協に対して、ヒアリングを行いまして成功とか失敗の事例
を提示することによりまして各地での取り組みの参考にしていただこうということでござ
いまして。

ここで五つの漁協の事例を記載してございまして、河川にテグスを張ってカワウの被害に
備える。それから花火による追い払いといった、さまざまな工夫が行われてございまして。例
えば滋賀県の百瀬漁協、これは高島市のマキノというところでございまして、近くに竹生
島という非常に大きな繁殖地がありまして、被害が激しいような場所ではございまして、河
川に網目状のテグスを張ることで被害の抑制に成功しているということでございまして。

それから、大阪府の芥川漁協、ここは、キライ線というきらきら光る防鳥糸を使用する
ことでカワウの飛来抑制に効果を上げているということでございまして。

それから、おめくりいただきまして4ページでございまして。4番目のカワウ対策検証事
業でございまして。これまでは、被害を受けている場所でそれぞれ個別に対策を行ってござ
いまして、図9にございまして、ねぐらと採餌場の関係に着目いたしまして、そういったこと
を考慮しながら相互に連携しながら、それぞれで対策を行うというようなことで
モデル的にこういったことを行うものでございまして。

(3) の実施内容のところをごらんいただきたいと思います。まず①ということで、漁協とか自治会とか、また市町村における協力関係を構築しまして、勉強会をするとか、あるいは対策方針を協議するといったことでまず、そういったことをやります。

それから、下の②のところ具体的な対策を一遍やってみましょうということで、Aで例えばねぐらを被害場所から遠ざけるといって、ビニールテープを張りまして、そういったものでねぐらに寄りつかないようにする、あるいは追い出すといったことをやる。

それから、Bは捕獲でございます。今回は対象としておりませんが、捕獲ということも一つ考えられますし、それからCは、カワウが被害場所にきたときに備えるということで、例えば図12にございますように養魚場でこういったテグスを張ってカワウが寄りつかないようにするといったこと、そういったことをやってみるということでございます。

そういったことをいろいろやってみた中で③の効果測定ということで、それがどれぐらい効果があったかということを検証して、そしてまたそれを次の対策に生かしていくと、こういう形で進めているものでございまして、現在大阪府の南部地域と兵庫県の揖保川地域の2カ所で平成25年度、平成26年度の2年間、対策検証事業を実施しております。大阪の南部地域はため池における幼魚場、これはカワチブナという釣り堀用のフナを養殖する、そういう池がたくさんある場所でございますが、そういった幼魚場の被害とそれからねぐら、こういった場所では生活環境被害、非常に悪臭があるとかそういったことが出ている場所もございますので、そういったことと同時に対策に取り組むという、そういった地域でございます。

それから兵庫県の揖保川地域でございます。これは、ごく一般的な放流鮎のある地域でございます。そういった場所でねぐらを一つ解消する、そういったことに取り組んでいるものでございます。

次、5ページでございますが、中段の5番、平成27年度以降の取組予定でございますが、こういった広域連合でさまざまな取り組みを行いまして、そういった成果を構成府県市にフィードバックすることによりまして、地域の状況に応じた被害対策を行う上での参考にしたり、あるいは効果的な体制づくりをしていただく、そういう形で関西全体のカワウ被害の低減を図っていくことを目指しているものでございます。

最後に参考ということで、カワウの捕獲数というデータを掲げさせていただいております。滋賀県が1万羽以上の捕獲をしております。あと和歌山県さん、徳島県さんが600羽程度の捕獲数をいただいております。滋賀県の場合は竹生島とか伊崎半島という琵琶湖の中に浮かぶそういう非常に捕獲しやすい場所がございますので、そういった場所でエアライフルを使いまして効果的な捕獲を今進めているところでございます。

こういった形で広域連合としてカワウ対策を進めていくことによりまして、関西地域のカワウ広域保護管理計画の目標でございます関西全域での被害軽減を目指して取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（村井 弘） ありがとうございます。

それでは質疑に移らせていただきます。

ご発言があれば挙手をお願いいたします。

井上委員。

○井上与一郎委員 京都市、井上与一郎です。よろしくお願いたします。

この間も、一般質問でさせてもらったんですけれども、法律がもうじき変わるということで、滋賀はそういうふうにより積極的に減らしていけるというふうに期待しておりますけれども、していかれる中でモデル地域を選定するというをおっしゃっていましたがすよね。そのモデル地域はまだ話が早いかもしれませんけれども、どういったところがモデル地域になるのであろうなという、ちょっと期待がありますので、その辺将来の法律が施行された後の一番最初にどのようなことがされるのかまたモデル地域はどのように選定されるのかお伺いたします。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 今おっしゃっていただいているモデル地域はシカ対策のほうの、この間質問をいただいた件でございますね。

まず、先ほど申しあげましたように生態系被害が非常にひどうございます。これを1回調査しようということで、これは兵庫県の森林動物研究センターが開発した下層植生の調査というのがございます。これは、兵庫県だけではなくて、京都府とか大阪府、滋賀県も同じように調査をしております。こういったものを広域で一度、図化してみて、そしてどういったところがひどいかというのをあぶり出しをします。それをまた、より森林の広域的な機能、土砂流出機能とか水源かん養機能とか、そういった機能がどういったふうに影響を受けているかというのを評価しまして、恐らくですが、これは推測ですが、府県境の山岳地がそういうものがひどいのではないかとすることを想定してございまして、そういった府県境の中で重点地域といった形で幾つか挙げまして、そしてそこで実際に、じゃあ捕獲するのにどういった体制が必要か、シャープシューティングとかそういったものが導入できるかどうか、そういったことを検討いたしまして府縣市さんから、まだちょっと決まっておりますが、例えば要望を挙げていただいて2カ所か1カ所、そういうところを選んで実際にそういったモデル的な捕獲ができないか、またそういう技術者を養成するということもあわせてやっていくというようなことを今考えております。

○委員長（村井 弘） 井上委員。

○井上与一郎委員 ありがとうございます。

関西全域連合で取り組むのは、県境とか山の尾根とかそういうところが多いと思いますので、きちっと研究していただきますようお願いいたします。

それから、カワウですけれども、4ページの実施内容のところの、対策の実施・支援でねぐらを被害場所から遠ざけるとかあるわけですけれども、Bにカワウの数を減らす、しかし本事業では採用せずというふうになっております。銃器による捕獲や疑似の卵やドライアイスによる繁殖抑制、これはしておられるんですか。銃器による捕獲ということはしておられないんですね。カワウの数を減らすということはしておられない、そういうことですね。ところが、今度5ページに参考のところ各府県におけるカワウの捕獲数という数字を出していただいておりますけれども、この捕獲は数を減らすのとはまた別、ただ捕獲をただけでどこかへ固めて箱の中に入れて飼うておられるとか、どういうことなんですか、ちょっとつじつまが合わないように思ったのでお聞きいたします。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 今ご質問いただきましたのは、4

ページのところでカワウの数を減らす、捕獲はやっていないけれども、5ページのところで捕獲するというデータが出ていると、どういう関係にあるのかということだと思います。

今、先ほど4ページで説明させていただきましたのは、広域連合でモデル事業的なことをやっておりますが、その中では捕獲はやっておりませんが、要するに広域連合が事業主体としてやっている部分につきましては捕獲はやっておりませんが、各構成府県ではそれぞれカワウの捕獲をやっていただいております。それぞれの構成府県の捕獲数のデータが5ページの資料でございます。

○委員長（村井 弘） 井上委員。

○井上与一郎委員 カワウの数を減らすことは関西広域連合としてはしていないけれども、各府県がやっている。各府県はこの捕獲したカワウはどうなっているのでしょうか。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 恐らくですが、滋賀県の場合もそうですが、廃棄処分です。焼却になると思いますが、そういった処理をしておられるというふうに想定しております。

○委員長（村井 弘） 井上委員。

○井上与一郎委員 私、初めて来たときにカワウの管理、保護という言葉で確かしておられて、捕獲はあらへんなと思って質問をしたことがあるんですけども、そのときは初めてでしたのでわけのわからないことだったんですけども、それがずっと頭にあるので、捕獲という意味がどういうことかなというのが気になるというか、今のはそれで当然だとは思いますが、減らすのは各府県がやって頑張っておられるということで、それで結構でございます。

どうもありがとうございました。

○委員長（村井 弘） 廣脇広域環境保全局長。

○広域環境保全局長（廣脇正樹） 今のことでちょっと補足をさせていただきます。

カワウの捕獲というのは、まさに銃器による捕獲を中心としまして、殺してしまうことになるんですが、実際、銃器を使えるところが近畿圏内では本当に滋賀県ぐらいしかございません。ほとんどが人家の近くであるとか、都会部で銃器は使えませんので、ですからこういう形で捕獲数も相当異なっております。まず、滋賀県でできるだけ頑張って撃っているわけですが、それが全体の先ほど申し上げました広域連合としての目標、広域全体としての被害の減少にはつながっているかなというぐあいについて思っておりますのと、もう一つは、それ以外の撃てないところでどうするかということが、むしろ各府県さんには大きな問題でもありますので、そういう意味でここがございます、ねぐらを被害場所から遠ざけるあるいはカワウが被害場所に来たときにどうするのか。これなどは、まさに各府県市さんにお役に立てるようなことを考えていかないかということをやっているものでございます。

○委員長（村井 弘） ありがとうございます。

他にご発言はございますか。

釜谷委員。

○釜谷研造委員 今の自然共生型社会づくりの問題で、カワウがよく問題になっていますが、兵庫県では特に鹿が多いんです。兵庫県の実数は大体十四、五万というけれ

ども、30万頭ぐらいおると。山間部に行くと、そこの人より鹿の数が多。それくらいのものがあるわけなんです。山から鹿がおりんようにとずーっとこう大きくやっていますけれども、それを乗り越えて鹿が来るものですから、すごく田畑が荒らされて何億という被害になるという場所が非常にありまして、それだけに兵庫県だったら鹿の対策をいかにするかと。

もちろん鹿も熊もイノシシも猿もちょっといると思うんですけども、いろんな動物の宝庫で、それが本当に非常に大きく被害の対象になっているわけなんです。その捕獲なんですけれども、単に捕獲だけではなかなか追いつかないと。これを何とか猟友会、いわゆる銃の会でもってできるだけこれを殺処分。そういうことで、1頭に対して何ぼという、そういう報償もあるようなんですけども、なかなか1年間に3万頭もなかなかそれが確保あるいは射殺できないということがあるんですね。

これも大きな問題なわけで、この数を見ておりますと、兵庫県はカワウが1年間に12羽とか、全くこれは比較にならない数でして、これについては関西広域連合はもっといろいろ共通のそういう問題として取り上げていただいて、例えば銃を扱う猟友会の人が少ないればほかの県からも応援に行ったりとか、その対策をちょっと何とかしたいと思うんですね。それと、もちろんこれを捕獲した場合にその肉をどうするのか、あるいは皮なんか、何とか利用法はないのかということについても共同研究を進めていただいて、兵庫県なら鹿対策というような表現があるぐらいなので、その辺も関西広域連合で共同に取り組んでほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 鹿対策、非常に難しい問題でございます。特に農業被害とかそういった部分につきましては、おりを設置するとか防護柵をするとか、そういった対策で何とか防いでいるんですが、特に今猟友会の方々が鹿の捕獲をされるということで取り組んでおります捕獲につきましては、猟友会自身も高齢化、また減少しておりますので、余り山の高いところまではなかなか行けないとかアクセスの問題もございまして、猟友会にお願いする部分での捕獲というものなかなか一定は効果が出ておりますが、それ以上のところまでいっていないという部分がございます。

その中で国のほうでも鳥獣保護法が改正されまして、より専門的な捕獲技術者を養成してそういった者を事業者として認定をすると。それについて国や県が事業をしていくという制度が新しくできております。関西広域連合も同じような考え方でございまして、今回の鹿対策につきましても、そういった山間部、特に山の上のほう、そういったところで捕獲ができるようにする。そのためには今までの猟友会とか狩猟だけではなかなか難しゅうございまして、より専門的な技術を持った、そういった捕獲集団を育成してそういった方々が山の上まで上がって、より効果的に捕獲するというようなこと。

アメリカのほうでホワイトバッファローというNPOがあるんですが、ここは非常に高い捕獲効率を上げて成果を上げていますし、日本でも知床とかあるいは富士といったところで同じようにNPOが高い捕獲効率を上げている。これは餌で誘引をして、1匹残らずしとめるといった、そういう手法でございましてけれども、そういったことも含めてこれからこの広域連合として何かできないかなということ今取り組んでいるのが、先ほど申し上げたこういった山間地域での捕獲体制の構築という部分でございまして、そういった

面で進めていけたらなと思っております。

それと、ジビエでございます。これも、ことしの3月の議会でご質問をいただきました。これは農林水産部のほうで答弁させていただきましたが、それぞれの府県で特徴的な取り組みが行われています。ジビエとして肉として活用していくということで和歌山県さんも、そういった肉の衛生面とか安全面での認証制度も取り入れておられますし、そういった情報をこれから広域連合としても収集しまして、それぞれのところで取り組んでいただけるような、そういう情報の共有とかそういった面での取り組みができないかなということでもまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（村井 弘） 家森委員。

○家森茂樹委員 先ほどの、このデータを見せていただくと、琵琶湖で子供をふやして鮎がおいしい季節になってくると、滋賀県から兵庫県や徳島県へ出稼ぎに行ってくれているのかなと。滋賀県のカワウさんがえらい悪いことをしてはるなという、非常に責められるような思いで見せていただくんですが、滋賀県内の中でも河川では銃器で撃つわけにいかないのではというので、琵琶湖の中で竹生島であったり伊崎であったりと、ここで銃器で撃ち殺してという、その対策をやっぺいかんなん。こういう現状ではあるんですけども、結局この広域連合で今のこのお話ですと、調査研究だとか、これは広域連合でやるけれども、あと、その後は地域の実情に応じた被害対策ということで、滋賀県は気張って撃ちましよう。ところが、それ以外のところでは、テグスを張ったりというような対策をやましよう、ということなので、滋賀県で気張って撃ってはいるんですけども1万単位、2万単位で撃ってはいるけれども減らないという、こういう現状にありますので、これは鹿でも同じことだと思うんです。

結局、調査研究は広域連合でやるけれども、それぞれの対応はそれぞれの府県市でということになってくると、結局その県境部分とか移っていく群れだとかはどうするんだというような話になってきますので、先ほど釜谷委員からもお話がありましたし、これから狩猟法の改正に伴って事業者に撃っていただくというような手法も考えていこうというようなことで、今後の対策も広域連合で取り組んでいこうというような方向というのは、これはなかなか難しいものなんですか。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 今、とりあえず第1期のカワウの広域保護管理計画、これが平成27年度まででございます。この中ではそれぞれの河川で被害が出ているということなので、まずそういったところをみんなが困っていることをやろうということで今、させていただいています。

ただ、捕獲についても滋賀県ではたまたま竹生島という湖上の非常に撃ちやすい場所があるので、そこで大量に捕獲していますが、いろんところ、河川では銃器の安全面もございまして、撃つことによって追い散らしてしまうといったこともございまして、どうい捕獲がいいのか、滋賀県でも前は散弾銃でやっておりましたときは、すぐ散ってしまうということがあったんですが、エアライフルを使って音のしないような形で確実に撃つということで効果を上げておりますので、そういう新しい手法も検討しながら滋賀県以外のところでも、何か適用できる方法はないのか、そういった部分も研究しながら第2期の計画もまたありますので、その中でどういう打ち出しをするかということはまた検討させ

ていただきたいと思います。

○委員長（村井 弘） 他にご発言はございますでしょうか。

西村副委員長。

○副委員長（西村昭三） カワウは1回生まれたら何年ぐらい生きているんですか。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） カワウでございますか。ちょっと詳しい学術的なことはわかりませんが、かなり長いこと生きているというふうに聞いています。長いものは20年とかそういったものもおるというふうに聞いておりますが、それも野生のことでございますので、いろんな形で途中で死んでしまったりすることもございますが、結構そういう形で長く生きるというふうには聞いております。

○委員長（村井 弘） 西村副委員長。

○副委員長（西村昭三） それと、雌というか卵を産みますわな、それはその20年の一生に何個ぐらい産むんですか。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 大体、1回に二、三個ですかね、それぐらい産むと思います。それはある程度の子供を産める年代になれば毎年産んでいきます。

○委員長（村井 弘） 西村副委員長。

○副委員長（西村昭三） 1羽で何百個も産むんですか、死ぬまで。その一羽の生涯では。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） 何百個になるか何十個になるかわかりませんが、そういった形でたくさん産むと思います。

○委員長（村井 弘） 西村副委員長。

○副委員長（西村昭三） それともう1点お聞きしたいんですけども、許可による捕獲数の中で2008年度というのは、非常に2,361ということで、極端に低いわけなんですけど、これは何かあったんですか。

○委員長（村井 弘） 水田自然環境保全課長。

○広域環境保全局自然環境保全課長（水田有夏志） これは、実は琵琶湖で捕獲をしておりました、当時は散弾銃で撃っておりました。半殺といひまして完全に殺すまでに至らない、散弾の一部が当たってふらふら飛び回っていたということがございます。当時うみのこ事業、子供たちを船に乗せてという事業がございまして、それが竹生島周辺に来たときに、そのカワウが船に落ちて子供たちにショックを与えたというような事件がございました。そういうこともございましたので、1年間捕獲を滋賀県は見合わせていたということがございまして、そういう関係で少なくなっているということでございます。

○副委員長（西村昭三） わかりました、ありがとうございました。

○委員長（村井 弘） 他にご発言はございますでしょうか。

それでは、ご発言も尽きたようでありまして、本件についてはこれで終わります。

次に、その他に移ります。この際、ご発言等ございますでしょうか。

安井委員。

○安井俊彦委員 前回の本会議において三日月知事さんのほうからご報告を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

そこで、知事さんに前提としてお聞きしたいのは、三日月知事さんは前の嘉田知事の政治的な信条でありました滋賀県が環境先進県としてそのプライドを持って日本に貢献したいというご意向でございました。私たちもそれは敬意を持って称賛をしておったんですが、それは受け継いでいかれようとされているのかという前提を一言聞かせてください。

○委員長（村井 弘） 三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） 環境先進県として、日本や世界が抱えているさまざまな課題、これから直面する課題解決に向けて貢献できる県をつくっていききたいと、このように考えております。

○委員長（村井 弘） 安井委員。

○安井俊彦委員 ありがとうございました。大いに期待をいたしております。

そこで、私が少しお尋ねしたいことの背景を申し上げてご理解をいただいた上で聞かせていただきたい。神戸はかつて新型インフルエンザという風評被害に見舞われまして、そして神戸が抱えております有馬温泉の予約が取り消されて2億円の損害をこうむると、神戸から送ったケーキが東京から送り返されてくる。そして、全国の修学旅行の列車が神戸駅にはとめないようにしようという決議がなされていたり、153万人の神戸市民がパニックに陥った経験があります。今回のダイオキシン問題が私はなぜ執拗に迷惑をかけながら聞いておるのかというのはそういう背景がございます。

実は、このダイオキシンの問題というのは二つの大きな側面がございます。一つはこれは神戸のみならず大阪、堺あるいはまた瀬戸内海周辺のまちにその風評被害を起こす非常に危ない事件であった。いわゆるニアミスであったということが背景にあります。これが一つ。

それからもう一つは、行政が行政をだました犯罪であるということが一つ。

もう一つはこのダイオキシンをこのフェニックスに、もし民間が捨てたとするならば、これはあきらかに逮捕されます。刑事犯になります。ところがこれは高島市という行政がやったということで、その難を現在のところは逃れております。この三つの側面があるから私は迷惑をおかけしながら時間をとっていただきながらお尋ねをしているということ。

そういう背景の中で滋賀県のホームページを見せていただきましたら、第三者委員会をつくって今5回の会議を開いていただいております。この5回の経緯についてはこの前お話しさせていただいていませんので、ちょっとどういう経緯をもって、メンバーはわかっておりますから、どういう経緯でなっているか、教えてください。

もし知事さんでなくても関係者でも結構ですよ。

○委員長（村井 弘） 三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） まず、初めに前回の議会でも申し上げましたけれども、今、安井先生のほうからありましたその風評被害を及ぼしかねない重大な問題であるということ、そして行政が信頼を損なう、また行政間の信頼関係を損なうそういう事態であるということ。さらには、刑事罰が問われてもおかしくない、そういう重大な事案であるということ、大変、神戸市をはじめといたします当該地域にご心配とご迷惑をおかけしていることについては私は知事としてまずおわびを重ねて申し上げ

たいというふうに思います。

その上で、今、高島市では、第三者委員会を立ち上げて、実は昨日も5回目の会議をやりまして、昨日の会議はちょっと私もまだ詳細に報告を受けていない段階なんですけれども、これまで4回行われ、特に8月18日の第4回の調査委員会におきまして会長から市長に対しまして県からの指摘も踏まえまして技術的な原因と対策と。まずは技術的な原因と対策というものについての提言書が提出されました。その提言書の中では、特にハード面の対策といたしましてやはり燃焼、しっかりと燃やすということが大事であるということから空気量を適切に制御できるようレーザーO₂センサー、これはレーザーで酸素の量を探知する、センサーを再燃焼室に設置をすべきだということでありまして、ダイオキシン類の再合成を防止するため、空気予熱器に自動でダストの清掃ができる装置、エアブラスターを設置すること、さらには三つ目といたしまして空気予熱器の温度を低減するために、空気ダクトを増設することが提言をされました。

高島市ではこの提言を受けまして、これらの施設改善を今まきに行われております高島市議会の9月の補正予算で対応をし、10月に工事着工、年内にその設備改善をするための工事の完成を目指すということとされております。

同時に市のほうでは、ソフト面の今申し上げたハード面に加えてソフト面の対策といたしまして、空気予熱器の清掃回数をふやすこと、さらには日常点検項目の見直しでありますとか、職員の再研修といったものに取り組まれておりまして、加えて外部からの技術指導員3名の常駐という、そういう対策も講じられることといたしております。

さらに、今後このハード面そして今申し上げたソフト面に加えて、職員のコンプライアンスなど、組織体制面でも今後提言をいただくことにいたしております、県としてはこういう第三者委員会からいただく提言がしっかりと市において実行されるかどうかをきちんと指導しながら確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（村井 弘） 安井委員。

○安井俊彦委員 詳しくご報告いただき、しかも知事さんからご報告いただいたことについて敬意を表したいと思います。

ただね、知事さん。これは、技術的なものなんです。知事さんがおっしゃったソフトもそうなんです、実はあのメンバーの中で弁護士が1人入っておられます。これは高島市がしたというよりは、まずコンプライアンスの中で最も問われなくてはいけないのは、なぜ行政が行政をだましてまでやったのかという、そのあたりです。それが一つ。

もう一つは、じゃあ県は責任がなかったのか、それが一つ。県の責任は、4月17日と18日に、国の検査でこのことがわかったところに県の職員が立ち会っておったと。そして、記者発表をしたのが、6月11日であります。この間、一体何をしておったのか。私は本会議場でもみ消そうとしておったんじゃないかという厳しい言葉を使いました。このことに対するコンプライアンスはどうなっているのか。このことについて聞かせてください。

○委員長（村井 弘） 三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） 申しわけございません。私が知事に就任する前の事態であり、また経過なので、少し事務方のほうから詳しく説明をさせていただきます。

○委員長（村井 弘） 森循環社会推進課長。

○広域環境保全局循環社会推進課長（森 尚一） 今、委員のほうからご質問をいただきました、コンプライアンス面の取り組みについての部分、それから県の責任につきまして、4月事案発覚以降の対応の状況につきまして説明をさせていただきます。

先ほど知事のほうから高島市の第三者委員会の取り組み状況のほう、ご説明、ご報告をいたしました。第三者委員会におきましては、あわせてこの問題が発生いたしましたことにつきましての組織運営面につきましての議論のほうもしておるところでございます。昨日もその部分を中心に議論がなされたところでございます。その中では、責任の所在が組織体制面の部分で曖昧になっていたこととか、報告等が十分できていなかったこと課題の重要性につきまして共通認識ができていなかったこと、それと職員のコンプライアンス意識の問題等が指摘されておまして、こういう課題を踏まえましてどのような対策が必要かということを第三者委員会として今月中に取りまとめ、中間報告として市に示すということになっております。

私どものほうもこの問題につきましては、技術面あわせて組織体制面、運営面での是正のほうを求めておまして、この中間報告も踏まえながら市のほうも指導してまいりたいというように考えております。

それから、この4月17日、18日事案発覚後の対応の状況でございます。そもそも、この問題が発覚いたしましたのは、4月17日、18日に行われました会計検査の場で高島市が提供したデータの中に超過するデータが含まれているということで、それまで県が毎年施設のほうに立入検査、それから毎年法律に基づきまして県に受けていた報告の中には超過したというデータは含まれてはおりませんでした。この事案が発覚いたしましたから、直ちに私ども高島市のほうにそれ以外で過去にさかのぼって超過していたものがないかどうかデータを精査の上、報告を求めておまして、翌週4月25日でございますが、高島市のほうからデータを精査した上での報告がございました。その上で、私どもとしましては、速やかにフェニックスセンターのほうへ報告をすること、あわせて搬入先の地元関係自治体がございますので、公表についても速やかな調整をすることを求めさせていただいているところでございます。

4月26日には高島市のほうがフェニックスへの搬出を自粛、開始したところでございます。そうしまして、翌週の月曜日には環境省のほうの担当課のほうにこちらのほうから速報を入れさせまして、以降、連絡をとりながら進めているということでございます。4月30日には高島市に対しまして事実経過の報告を求める文章指導等も行っております。また、5月に入りまして5月2日でございますが、高島市がフェニックスに報告をすることで本県のほうも一緒に出向きまして、報告をさせていただいたところでございます。5月の中旬以降、処分場付近の周辺環境調査ということがフェニックスのほうで行われまして、5月30日にはフェニックスでの停止処分、その上で関係の自治体が公表に向けての調整、その後の対応につきましての調整を行う会議を6月11日に開催いたしました。その上で周辺の安全データも添えまして、公表したという次第でございます。

○委員長（村井 弘） 安井委員。

○安井俊彦委員 今のお話を聞きましたら、実は第三者委員会をつくらないかんのは県ではないんですか。なぜ、全て高島市に押しつけるような体制でおられるのですか。例えば、府県の市長、知事におわびに回ったのは高島市の市長が回っているんです。第三者委

員会を高島市につくらせるのではなしに、県がつくるというのが、これは法律上それが当たり前の形ではないのでしょうか。

それから、今の4月17日、18日に発覚して6月11日に記者発表をした。その間の動きを説明しているようすけれども、実は説明されていない。調整に手間取った。調査に手間取った。それにそんなに要るのでしょうか。とてもそういうことでは周辺は理解しにくい。

それから、もう一つ。9条の3、10項でいわゆる改善命令とか使用停止命令というのが県にあるわけです。このことについて今現在高島市に対してどういう体制を取っているのか、そしてその当時どうしたのか。今非常に大事なことをさらっとおっしゃったんですが、この第三者委員会の結論をいつごろ出して、そして処分をするのかしないのか。これは県の職員も含めて処分をするのかしないのか。時間を大事にしたいので、全部出してしまいましたけれども、ちょっとおっしゃってください。

○委員長（村井 弘） 森循環社会推進課長。

○広域環境保全局循環社会推進課長（森 尚一） まず、調査に手間取ったのかという、期間の部分でございしますが、私どものほうは高島市に対しましては、速やかな対応を求めていたところでございます。そういう中で公表に向けましての段取り、そういうものを踏まえまして調整会議を持たれたというのが6月11日ということに結果的になったわけでございますが、私どもといたしましては、公表を前提に指導してきたということでございます。

それから、改善命令とそれから停止命令の部分でございしますが、これにつきましては高島市におきまして改善の動きがない場合、そういう検討が必要であろうかというように考えておりますが、私どものほうも高島市に対しまして、特別の立入検査をし、問題点を指摘してそれを踏まえまして高島市におきましても、指摘を受けましたことにつきましての改善策を今、鋭意、検討しているところでございますので、その検討途中におきましてはこの段階では改善命令を発出する必要はないというふうに考えております。

市のほうの今後の対応を十分見きわめまして、判断をしていくものというように考えております。

それから、第三者委員会の結論でございしますが、一応の技術面、それから組織運営面、コンプライアンスを含めました面につきましての中間報告は9月末に出される予定でございます。その上で、第三者委員会につきましては、その後の市の対応の状況を検証した上で最終報告をしたいというように考えておりまして、その10月以降の市の対応状況を十分確認した上で第三者委員会としての総括がなされるという予定でございます。

○委員長（村井 弘） 三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） 安井委員、私当時、この県の中におりませんでしたので、どういう情報連絡体制が行われていたのかというのは、私はつまびらかではないんですが、結果としてこの4月17日、18日に国の会計検査でこの事態が発覚したにもかかわらず、知事への報告が公表直前になってしまったということについては、私はその組織のあり方として大変重大な問題だというふうに思います。

したがって、私が今お預かりしているこの県政や広域環境行政の中でこういった事態にならぬよう再度私のほうからも注意喚起をしているところでありまして、しっかりと緊張感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。ただ、公表ということに

なりますと、冒頭、安井委員がおっしゃったように、いたずらな風評というものにつながる、例えば本当なのか、まず真偽のほどはどうか、いつからなのか、どれぐらいなのかということのきちんとした精査をした上で情報公開というのは行われるべきであるということも、一方でこれは一般論としてありますので、そのあたりのことに時間を要したということもあるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これは第三者委員会の結論が9月末に出されるということですので、それを見て今後の県の対応というものについても市と県の中でどのような役割分担で取り組んでいくのかということについて精査をした上で対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（村井 弘） 安井委員。

○安井俊彦委員 三日月知事さん、非常に明確にお答えいただいて、ありがたいと思っています。私も知事さんがいらっしゃらないときに嘉田知事に代表質問をしたときに嘉田知事の無念そうな答弁の中で「安井議員、私が聞かされたのは実は6月に入ってからなんです。」あれは、知事として非常に無念だったと思いますよ。そうすると、これだけ大きな、いまだに大変なことをしたということに対する自覚が足りない。だからこそ、高島市に責任をとらそうとしている。高島市に第三者委員会を置いて、県に置かない。しかもコンプライアンス条例という一番大事な問題についてたった一人の弁護士だけであとは技術者ばかりのメンバーを集めて、技術論で逃げようとしてはだめですよ。これは我々は許さない。確信犯ですよ。だまそうとしてだましているんですから。しかも、風評被害を防ぐために2ヵ月間それを発表しなかったというのは、これはまた非常に大きな問題です。そんなに時間をかけてはならないことでもあります。しかも高島市の調整をしておりますので、業務停止も改善命令も出しておりませんという、このやり方について、ほかの者が果たしてそれでよしと言うかどうか。逆の立場になってください。一度答弁を聞かせてください。どなたでも結構です。

○委員長（村井 弘） 挙手願います、廣協局長。

○広域環境保全局長（廣協正樹） まず、公表の件でございます。先ほど委員がおっしゃいましたように、公表に大変時間がかかったということについては、私どもも大変本意ではないというぐあいと考えております。関係者が大変多ございまして、その間で実際にかかってしまったわけでございますけれども、今後こういうことがないように、ぜひその辺は改善してまいりたいというぐあいと考えております。

○委員長（村井 弘） 三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） 安井委員のおっしゃるとおりです。逆の立場になって考えて見ろという、そのお言葉はそのとおりだと思います。しっかりと私ども、いま一度県庁内といいますか県内のそういう廃棄物処分行政のあり方について再度、私は指示をしたいと思っておりますし、同時にハード面の対策だけでは不十分なんだぞという、そのご指摘もそのとおりだと思いますので、そのあたりのことも今第三者委員会でソフト面、また組織体制面のことについても議論されているようですが、県としてもここはしっかりと確認をし、今後そういった疑念や事態が生じない、そういう対策をとってまいりたいと思っております。

○委員長（村井 弘） 安井委員。

○安井俊彦委員 余り時間をとってはいけませんので、お聞きしますが、先ほど言った私の三つの視点です。一つはこれが行政だからこれでいいのかという、民間なら逮捕されますよと。そういう意味の中で皆さん方は役人同士が傷をなめ合って、いたわりあって、責任をとらない、これは世間が許さない。行政が行政を訴えられない、訴えるようなことはしないという不文律みたいなことを知っていることを私もわかっていますよ。だから、知事に対して高島市を訴えろというのは私の非常にわがままというよりか正論なんですけれども、それはできないことはわかっていた。

しかしながら、それに近い処分をやっぱりするべきです。非常に今回のことについては見過ごすことはできないような大きなことをしでかしてしまいました。技術論で煙突をどうするとかいろいろやって、そういう問題ではないんです。しかも県が中心になってやっていなくてはいけない立場の皆さん方が、指導するべきものと法律で決められている皆さん方の立場が高島市に仕事をさせて調整をさせているというのは、これは問題だと。

最後に質問します。最後に、嘉田知事が僕は質問しながら、告発しないだろうとは思っておりましたけれども、私の処分をも含めて検討させていただきますという、非常に立派なご答弁を嘉田知事から頂戴しました。嘉田知事は自分の処分はどうされたんでしょう。

○委員長（村井 弘） 三日月連合委員。

○広域連合委員（広域環境保全担当）（三日月大造） 嘉田知事ご自身がどう処分をされたのかということは、済みません、私は承知をいたしておりません。いずれにいたしましても今まさに第三者委員会でハード面のみならずソフト面の検証をし、対策を講じようとしている段階ですので、今後そういったことについても市はどうだったんだ、県はどうだったんだ、そして他府県に対してどうだったんだということの検証がされた上でそういった話題も必要であれば出てくるんだと思います。いずれにしても、これは信頼回復に相当時間と労力を要する、容易ならざる問題だということで、受けとめて私どももしっかりと対処してまいりたいと存じます。

○委員長（村井 弘） 安井委員。

○安井俊彦委員 ありがとうございます。これで終わります。

○委員長（村井 弘） 他にご発言等ございますでしょうか。

以上で、産業環境常任委員会を閉会いたします。

午後 3 時 25 分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成26年10月

産業環境常任委員会委員長 村井 弘